

輸入食品に対する検査命令の実施について（台湾産スッポン）

以下の輸入食品については、本日から食品衛生法第26条第3項の検査命令を実施することとしましたので、お知らせします。

対象食品等	検査の項目	経緯
台湾産スッポン及びその加工品	クロルテトラサイクリン*	検疫所におけるモニタリング検査の結果、台湾産活スッポンからクロルテトラサイクリンを検出したため、検査命令を実施するものである。

\* テトラサイクリン系抗生物質

<参考1>

台湾産スッポンの違反事例

①品名：活スッポン

輸入者：有限会社 東成通商

届出数量及び重量：15カートン、150.00 kg

検査結果：クロルテトラサイクリン 0.34 ppm 検出  
(基準：含有してはならない。)

テトラサイクリン 0.02 ppm 検出  
(基準：含有してはならない。)

届出先：成田空港検疫所

違反確定日：平成16年9月15日

措置状況：23.4 kgは廃棄済み、その他については消費済み。

②品名：活スッポン

輸入者：株式会社 申江貿易

届出数量及び重量：41カートン、410.00 kg

検査結果：クロルテトラサイクリン 0.04 ppm 検出  
(基準：含有してはならない。)

届出先：成田空港検疫所

違反確定日：平成17年2月23日

措置状況：調査中

<参考2>

台湾産スッポンの輸入実績

(平成16年1月1日～平成17年2月23日：速報値)

届出件数(件)	届出重量(kg)	違反件数*	違反重量(kg)
51	13,363	2	560

\* クロルテトラサイクリンに係る違反に限る